

平成 24 年度岡山大学大学院社会文化科学研究科博士前期課程【9 月募集】入学試験問題

講 座	法政理論、比較国際法政、 公共法政、司法政策、
専門科目	情報法

A 及び X は、インターネット上のある電子会議室の会員である。同電子会議室の規約では、「電子会議室の管理者は、他人を誹謗中傷する書込みがあったときは、書込みをした者に対する事前の通知を要せず、発言を削除することができる。」旨定めている。しかし、運用上は管理者が書込みを削除することには慎重で、原則として会員の自由な書込みを容認していた。

A と X は、電子会議室の「現代思想フォーラム」でフェミニズムについて論争していたが、その中で A が X に対し「あの女は嬰兒殺しをし、アメリカの出入国法にも違反した疑いが濃厚。これは完全な犯罪者」と書込みをした。そこで、X は電子会議室の管理者 Y に対し、上記書込みの削除を要求した。しかし、Y は、「X は A に反論することも可能であるから、A の書込みが名誉毀損に当たるとは言えないのではないか。」と考え、上記書込みを削除しなかった。

1. A の上記書込みについて、「X は A に反論することも可能であるから、A の書込みが名誉毀損に当たるとは言えない」かどうか検討しなさい。

2. Y が上記書込みを削除しなかったことは、「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律（「プロバイダ責任制限法」と略称）」に照らし、X に対する損害賠償責任が免責されるかどうか論じなさい。

以上

○特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律

(平成二二・三〇) (法一一・三三・七)

施行 平成一四・五・二七(平成一四政一七八)

(趣旨)

第一条 この法律は、特定電気通信による情報の流通によって権利の侵害があった場合について、特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示を請求する権利につき定めるものとする。

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 特定電気通信 不特定の者によって受信されることを目的とする電気通信(電気通信事業法(昭和五十九年法律第八十六号)第二条第一号に規定する電気通信をいう。以下この号において同じ)の送信(公衆によって直接受信されることを目的とする電気通信の送信を除く)をいう。
- 二 特定電気通信設備 特定電気通信の用に供される電気通信設備(電気通信事業法第二条第二号に規定する電気通信設備をいう)をいう。
- 三 特定電気通信役務提供者 特定電気通信設備を用いて他人の通信を媒介し、その他特定電気通信設備を他人の通信の用に供する者をいう。
- 四 発信者 特定電気通信役務提供者の用いる特定電気通信設備の記録媒体(当該記録媒体に記録された情報が不特定の者に送信されるものに限る)に情報を記録し、又は当該特定電気通信設備の送信装置(当該送信装置に入力された情報が不特定の者に送信されるものに限る)に情報を入力した者をいう。

第三条(損害賠償責任の制限) 特定電気通信による情報の流通により他人の権利が侵害されたときは、当該特定電気通信の用に供される特定電気通信設備を用いる特定電気通信役務提供者(以下この項において「関係役務提供者」という)は、これによって生じた損害については、権利を侵害した情報の不特定の者に対する送信を防止する措置を講ずることが技術的に可能な場合であつて、次の各号のいずれかに該当するときは、賠償の責めに任じない。ただし、当該関係役務提供者が当該権利を侵害した情報の発信者である場合は、この限りでない。

一 当該関係役務提供者が当該特定電気通信による情報の流通によって他人の権利が侵害されていることを知っていたとき。

特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律

二 当該関係役務提供者が、当該特定電気通信による情報の流通を知つていた場合であつて、当該特定電気通信による情報の流通によって他人の権利が侵害されていることを知ることができたと認められるに足りる相当の理由があるとき。

② 特定電気通信役務提供者は、特定電気通信による情報の送信を防止する措置を講じた場合において、当該措置により送信を防止された情報の発信者に生じた損害については、当該措置が当該情報の不特定の者に対する送信を防止するために必要な限度において行われたものである場合であつて、次の各号のいずれかに該当するときは、賠償の責めに任じない。

一 当該特定電気通信役務提供者が当該特定電気通信による情報の流通によって他人の権利が不当に侵害されていると信じるに足りる相当の理由があつたとき。

二 特定電気通信による情報の流通によって自己の権利を侵害されたとする者から、当該権利を侵害したとする情報(以下「侵害情報」という)を、侵害されたとする権利及び権利が侵害されたとする理由(以下この号において「侵害情報等」という)を示して当該特定電気通信役務提供者に対し侵害情報の送信を防止する措置(以下この号において「送信防止措置」という)を講ずるよう申出があつた場合に、当該特定電気通信役務提供者が、当該侵害情報の発信者に対し当該侵害情報等を示して当該送信防止措置を講ずることに同意するかどうかを照会した場合において、当該発信者が当該照会を受けた日から七日を経過しても当該発信者から当該送信防止措置を講ずることに同意しない旨の申出がなかつたとき。

(発信者情報の開示請求等)

第四条(一) 特定電気通信による情報の流通によって自己の権利を侵害されたとする者は、次の各号のいずれにも該当するときに限り、当該特定電気通信の用に供される特定電気通信設備を用いる特定電気通信役務提供者(以下「開示関係役務提供者」という)に対し、当該開示関係役務提供者が保有する当該権利の侵害に係る発信者情報(氏名、住所その他の侵害情報の発信者の特定に資する情報であつて総務省令で定めるものをいう。以下同じ)の開示を請求することができる。

一 侵害情報の流通によって当該開示の請求をする者の権利が侵害されたことが明らかであるとき。

二 当該発信者情報が当該開示の請求をする者の損害賠償請求権の行使のために必要である場合その他発信者情報の開示を受けるべき正当な理由があるとき。

② 開示関係役務提供者は、前項の規定による開示の請求を受けたときは、当該開示の請求に係る侵害情報の発信者と連絡することができない場合その他特別の事情がある場合を除き、開示するかどうかについて当該発信者の意見を聴かなければならない。

③ 第一項の規定により発信者情報の開示を受けた者は、当該発信者情報をみだりに用いて、不当に当該発信者の名誉又は生活の平穏を害する行為をしてはならない。

④ 開示関係役務提供者は、第一項の規定による開示の請求に応

じないことにより当該開示の請求をした者に生じた損害については、故意又は重大な過失がある場合でなければ、賠償の責めに任じない。ただし、当該開示関係役務提供者が当該開示の請求に係る侵害情報の発信者である場合は、この限りでない。

附則

この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日(平成一四・五・二七(平成一四政一七八)から施行する)。